

## 世帯分離住宅を計画している方へ

世帯分離住宅の建築を計画している方は、以下の資料各1部（コピー）を揃えて下記担当窓口までご相談ください。

許可を受けられる可能性があるかどうかは、後日回答いたします。

窓口が大変混雑しておりますので、直接お越しになる場合でも、あらかじめご連絡をいただくことをお勧めします。

必要書類	作成要領, 留意点等	必要理由
申請地, 分離前世帯の住宅の位置図	申請地を赤枠、分離前世帯の住宅の所在地を青枠で示してください。	申請地が集落内または集落周辺にあることを確認するため。
申請地の現況写真	申請地全体が分かるもの。	申請方法が開発許可、建築許可のどちらになるか判断するため。
申請地の土地登記簿	土地改良事業により換地が行われている土地の場合は従前地の土地登記簿が必要な場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者又は親族の保有地の場合 10年以上保有していることを確認するため。</li> <li>購入地の場合 共生ゾーン条例で規定する集落居住区域内の土地または農地でない土地であること確認するため。</li> </ul>
申請地の公図 (法務局に備え付けられている地図)	隣接地が別の公図の場合は、それも必要となります。	申請地の位置が正しいか確認するため。
相続関係図	申請者世帯を赤枠、分離前世帯を青枠で示してください。	申請者世帯と分離前世帯との関係を確認するため。
申請者世帯, 分離前世帯の戸籍謄本	改製原戸籍謄本が必要な場合があります。	
申請者世帯の住民票	世帯全員のもの。戸籍の附票や前住所の住民票除票が必要な場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者世帯を確認するため。</li> <li>申請者が分離前世帯の構成員として同居中または同居していたことを確認するため。</li> </ul>
分離前世帯の住民票	世帯全員のもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>分離前世帯を確認するため。</li> <li>分離前世帯が市街化調整区域に継続して（購入地を申請地にする場合10年以上）生活の本拠を置いていることを確認するため。</li> </ul>
分離前世帯の住宅が適法建築物であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認済通知書</li> <li>建築計画概要書</li> <li>建物登記簿</li> <li>土地登記簿</li> <li>線引き前の空中写真など。</li> </ul>	分離前世帯の住宅が都市計画法上適法であることを確認するため。
世帯分離住宅を必要とする理由書	様式は自由です。	申請者が独立して世帯を構成する合理的な事情を有するか確認するため。
理由書の内容を証する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家の場合：賃貸借契約書コピー等</li> <li>持家の場合：理由書に処分方法を記載</li> <li>その他：必要に応じ求めます</li> </ul>	
申請者, 配偶者の勤務先の所在地が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>名刺</li> <li>健康保険証コピー</li> <li>在職証明書</li> <li>など</li> </ul>	申請地を生活の本拠とすることを確認するため。

※土地登記簿、建物登記簿、公図、戸籍謄本、住民票については、許可申請時には原本（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの（戸籍謄本を除く）：写しを提出する場合は原本照合を行います）が必要です。

（ご注意）申請者、土地所有者に都市計画法その他の法令違反がある場合は、違反が是正されない限り許可できない場合があります。

\*線引き：一部の地域を除き昭和45年12月28日です。

担当窓口：都市局都市計画課 調整区域担当（電話：078-984-0385）